

## 2 結婚したとき

### 《 互助会 》

#### ○ 会員が結婚したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
・ 結婚祝金 40,000円	・ 結婚祝金請求書	・ 戸籍抄本等、婚姻の事実がわかる書類（写）	現職者のページ（給付事業）

※ 再婚の場合も給付対象

※ 事実上婚姻関係と同様の事情による場合及び会員期間が3年以上で婚約が決定して退職した場合も給付対象

## 3 出産したとき

### 《 共済組合 》

#### ○ 組合員又は被扶養者である家族が出産したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
・ 出産費又は家族出産費 500,000円 ※ 産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は488,000円	《 直接支払制度利用 》 ・ 出産費等請求書 ※ 医師又は助産師の証明は、母子手帳の出生届出済証明の写しに代えることができます。 ・ 出産費等内払金支払依頼書	・ 出産費用の内訳を記した明細書(写) ・ 合意文書（写）	P28 P28-3
・ 出産費附加金又は家族出産費附加金 50,000円	《 受取代理制度利用 》 ・ 出産育児一時金等支給申請書 ※ 出産予定日の2か月前に提出	・ 母子健康手帳（写）	
【 掛金の特例 】 申出により産前産後休業期間に係る掛金が免除されます。(P28(4)参照)	《 上記制度利用無し 》 ・ 出産費等請求書 ※ 医師又は助産師の証明は、母子手帳の出生届出済証明の写しに代えることができます。	・ 出産費用の内訳を記した明細書(写)	P28
	《 産前産後休業承認時 》 ・ 産前産後休業掛金免除申出書 《 出産後 》 ・ 産前産後休業掛金免除変更申出書	・ P28(4)参照	P37

※ 直接支払制度や受取代理制度を利用されると、医療機関での出産費用の支払いを軽減することができます。

#### ○ 組合員が出産のため欠勤し給料の全部又は一部が支給されないとき

給付内容	提出書類	様式集
・ 出産手当金 以下の期間の1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額 出産予定日前42日（出産予定日後に出産した場合もその期間支給。多胎妊娠の場合は98日）から出産の日以後56日までの期間。 ただし、土曜日、日曜日は除く。	・ 出産手当金請求書	P31

※ 出産とは、妊娠4か月以上の胎児の分娩をいう。流産、早産、死産等も対象。

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 出産手当金支給日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22  
 (1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

※ 資格喪失後の給付について (P71参照)

#### ○ 3歳未満の子を養育しているとき

同居している3歳未満の子を養育している組合員が、共済組合に申出をしたとき、年金給付を計算する際に使用する標準報酬月額の特例を受けることができます。(3歳未満特例)

(制度概要・事務処理等、詳細は、P24(9)参照)

○ 産前産後休業終了後、育児休業の承認を受けずに職場復帰したとき

産前産後休業終了後、実際に受けている報酬の月額と決定されている標準報酬月額に隔たりが生じた場合、組合員の申出に基づき、標準報酬月額を改定します。（産前産後休業終了時改定）  
（制度概要・事務処理等、詳細は、P23(8)参照）

《 互 助 会 》

○ 会員又は配偶者が出産したとき

給付内容	提出書類	様式（ホームページ）
<p>・ 出産祝金（1児につき） 20,000円 ※ 夫婦共に会員の場合は、40,000円</p>	<p>・ 出産祝金請求書 （様式は共済組合と併用） ※医師又は助産師の証明は、母子手帳の出産届出済証明の写しに代えることができます。</p>	<p>現職者のページ （給付事業）</p>

※ 死産、流産又は出産後2週間以内に死亡した場合、家族死亡弔慰金対象（P52参照）